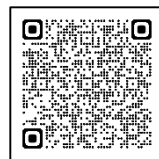




# るもい産業安全通信

## [vol.4]



留萌労働基準監督署

HPはこちら↑

## 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

### 労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと

- 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。
- 転倒災害対策を進める。
- 保険者と連携して、年齢を問わず、労働者の疾病予防、健康づくり等のコラボヘルスに取り組む。

※ コラボヘルスとは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者の予防・健康づくりを効果的・効率的に実行すること。

## 令和5年度エイジフレンドリー補助金

申請受付中!

高齢者を含む労働者が安心して安全に働くことができるよう、中小企業事業者による高年齢労働者の労働災害防止対策やコラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して補助を行うものです。

申請受付期間: 令和5年6月12日(月)から令和5年10月末日まで

※予算を上回る申請があった場合、上記期間の途中であっても公募を中止することがあります。

### □ 「高年齢労働者の労働災害防止コース」

⇒ 高年齢労働者が安全に働けるよう、高年齢労働者にとって危険な場所や負担の大きい作業を解消する取組等に対して、補助を行います。

### □ 「コラボヘルスコース」

⇒ コラボヘルス等の労働者の健康保持増進のための取組に対して、補助を行います。



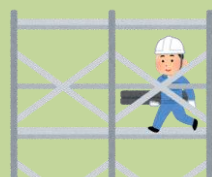
補助要件、補助対象となる取組、申請の流れ等の詳細は、左の2次元コードから確認してください。



# 足場からの墜落防止措置の強化

## 1 一側足場の使用範囲の明確化

幅が**1メートル以上**の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。



## 2 足場の点検時における点検者の指名

**事業者及び注文者**が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

## 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存

足場の**組立て**、**一部解体**、**変更等**の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

リーフレットの  
ダウンロードは  
こちらから→



# トラックでの荷役作業時における安全対策の強化

## 1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲の拡大



最大積載量**2トン以上5トン未満**の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務化(一部例外あり)。

## 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業の特別教育の義務化

テールゲートリフターの操作者に対し、**学科教育4時間**、**実技教育2時間**の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

## 3 運転位置から離れる場合の措置の一部改正

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務のみ除外。

リーフレットの  
ダウンロードは  
こちらから→



この情報の詳細については、留萌労働基準監督署 監督・安衛課  
(TEL : 0164-42-0463)までお問い合わせください。